

自動車技術会_競争法に関わるコンプライアンス規則を遵守した 会議・会合の運営ガイドライン

会議の議長及び会合主催者は、会議・会合冒頭において、全ての出席者とともに、「競争法」及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を遵守することを確認する。

「事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」に示す会議・会合での禁止行為

1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」

本会主催の会議・会合が、会議・会合の参加者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、参加者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）における競争を実質的に制限すること。

2) 「不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること」

本会主催の会議・会合が、外国の事業者又は事業者団体と不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定（契約）を締結することで、具体的には、国際的な価格協定や市場分割協定等を締結すること。

3) 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」

本会主催の会議・会合が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又は既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限すること。

4) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」

本会主催の会議・会合が、会議・会合の参加者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害すること。

5) 「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」

本会主催の会議・会合が、事業者に、取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不公正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけること。

具体的には、会議・会合の非参加者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に対し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為など。

6) 「情報の共有」

本会主催の会議・会合において、以下の情報を共有すること。

- ① 会議・会合参加者が供給する製品の一切の価格情報
- ② 会議・会合参加者が供給する製品のコスト情報
- ③ 会議・会合参加者が供給する製品の将来の生産数量情報
- ④ 会議・会合参加者の顧客情報
- ⑤ 会議・会合参加者と取引先との取引条件に係る情報
- ⑥ 会議・会合参加者の将来の製品開発情報及び投資情報

以上

公益社団法人自動車技術会 競争法に関わるコンプライアンス規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という）が活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」）を遵守するための規則及び活動指針を定め、もって本会の活動が競争法に違反することを防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、本会におけるすべての活動に適用される。

(責任者)

第3条 本会の競争法コンプライアンス統括責任者は会長とし、担当責任者を常務理事とする。

2 担当責任者は、本規則が適切に運用されるよう努めなければならない。

3 担当責任者は、本規則に違反する事実及びその疑いがあると認められた時は、速やかに、会長及び理事会に報告しなければならない。

第2章 会議の運営

(禁止行為)

第4条 本会、本会職員及び会員は、社員総会、理事会、委員会及び部会などの議長又は委員長（以下、議長）を定めて議事録に記録を残す会議等（以下、本会が主催するすべての会議を合せて「会議」という。）、及び懇親会、交流会、見学会等（以下、会議以外で本会の活動とされるすべての会合を「会合」という。）において、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

(会議又は会合開催上の注意事項)

第5条 会議又は会合の開催に際しては、次の対応を行う

(1) 会議又は会合における議題・資料の事前確認

① 会議の議長及び会合主催者は、会議又は会合において予定される議題及び配布される資料について、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する内容が含まれていないかを事前に確認しなければならない。

(2) 会議開始時

① 議長は、会議冒頭において、全ての出席者とともに競争法及び本指針を遵守することを確認する。

(3) 議事進行時

① 会議の議長は、会議において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

- ② 会合主催者は、会合において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、会合主催者は当該会合を直ちに終了する。
 - ③ 出席者及び本会職員は、会議又は会合の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長、又は会合主催者に対して発言者への注意を促す等、議長又は会合主催者の議事進行を補佐する。
 - ④ 議長、会合主催者、又は本会職員は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、第3条に述べる競争法コンプライアンス担当責任者に報告するものとし、報告を受けた競争法コンプライアンス担当責任者は、当該発言を行った者に対する注意等適切な対応をとる。
- (4) 会議終了後
- ① 会議に出席した本会職員、議長又は委員長から指名された議事録作成者は、会議終了後、速やかに議事録を作成するものとする。議事録には第5条 (2) ①に述べる確認を実施したことを記載する。
 - ② 前項の議事録には、別に定める議事録記載事項のほか、会議において出席者が不適切な言動を行った場合の対応の記録を残す観点から必要となる事項を記載するものとする。

第3章 統計業務

(統計業務)

第6条 統計業務は、常務理事が統括する事務局業務とし、本会職員を当該業務に係る責任者及び担当者たる職員（以下「統計担当者」という）に指名する。

- 2 統計担当者は、会員から提供を受ける統計情報を機密事項として扱い、統計業務の報告で必要な場合のみ統計情報を提供した会員の統計担当者と接触し、それ以外での接触を行わない。他の本会職員、会員、外部との情報遮断を行う等、厳重な情報管理を徹底する。
- 3 統計担当者が統計情報提供会員や本会職員に提供する統計情報は、個別会員の情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみとする。ただし、会員がホームページ等で一般に公開し、誰もが容易に収集できる情報については、本会の統計担当者が情報を収集し、常務理事の判断により、会員各社に提供することができる。

(自主規格・基準等)

第7条 本会が制定する自主規格・基準等（以下「自主規格等」という）は、特定の事業者（非会員含む）に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容とならないよう十分に検討の上、本会が定めた手続きに従って定めるものとする。

- 2 本会は自主規格等の利用を会員に強制するなどの自主規格等の利用上、競争法上問題となる行為を行わない。
- 3 本会は自主規格等を制定するとき、会員から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

第4章 その他

(本会職員に対する研修)

第8条 本会は本会職員に対して、競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

(本規則の一般公開)

第9条 本会は、本規則の会員への周知を図るものとする。

(違反処分及び再発防止)

第10条 本規則に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、担当責任者は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じる。

2 会員等が本規則に違反した場合は、理事会において慎重に審議し、違反会員等の意見を十分に聞いた上で、会員に対して処分を行うことができる。

3 前項の処分の内容は都度協議して定める。

(罰則)

第11条 本会職員が、本規則に違反する行為を行った場合は、本会就業規則に従って懲戒処分とすることができる。

(規則の改廃)

第12条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規則は、2020年7月17日から施行する。(第2回理事会議決 2020年7月17日)